

■「多治見市高齢者保健福祉計画2021」の施策（案）

基本方針1：地域包括ケアシステムの強化・充実

推進施策	施策	取組み	備考
1-1 地域包括支援センターの運営	1) 地域包括支援センターの適正な実施	①総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を適切に実施します。	
		②夜間、休日の相談体制を検討します。	新
		③三職種を含む専門職や事務職の配置を検討します。	新
	2) 地域ケア会議の推進・活用	①地域ケア会議を開催し、専門職を含めた関係機関と情報の共有を図ります。	
		②地域ケア会議において地域課題の把握と整理をします。	
		③課題の解決に向けた対応策を関係機関との連携・検討し施策に繋がります。	
1-2 生活支援体制の充実	1) 生活支援サービスの整備	①地域の実状に応じた生活支援サービスを構築します。	
		②住民主体によるサービスの運営を支援します。	新
		③既存の生活支援サービスの実施状況を把握し、活用について情報提供を行います。	
	2) 生活支援コーディネーター、協議体の設置	①第一層生活支援コーディネーター（市全域）が地域における支え合い体制づくりを推進します。	
		②第二層生活支援コーディネーター（小学校圏域）を配置します。	
		③第一層協議体（市全域）における情報共有や連携強化を図ります。	
	④第二層協議体（小学校圏域）の充実を図ります。		
1-3 地域で住み続けられる環境整備	1) 住み慣れた地域で生活するための支援	①まちづくり施策と連携し、介護事業所等の適正な配置を図ります。	
		②通信手段による物品購入など多様な手法によるサービスの普及を図ります。	
		③バスやタクシーによる移動手段の確保・移動支援を実施します。	
		④介護用品購入助成事業、緊急通報装置、救急医療情報キットの情報提供し、利用に繋がります。	
		⑤低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を検討します。	新
	2) 介護者に対する支援	①介護事業所、民間企業と連携し、家族介護者の研修会等を開催します。	
	②身近な場所に相談場所を設置し、市民の相談窓口を拡大します。		
	③要介護状態になる前の高齢者に対し、家族支援の重要性を周知します。		

基本方針1：地域包括ケアシステムの強化・充実

推進施策	施策	取組み	備考
1-4 介護人財の確保・育成	1) ライフサポーター（生活支援員）の拡充	① ライフサポーター（生活支援員）育成講座を開催します。	
		② ライフサポーター（生活支援員）の活用について、ボランティア団体等に周知します。	
	2) 介護従事者の働きやすい環境づくり	① 介護ロボットの活用の促進のために県と情報共有し、事業所へ情報提供します。	
		② 地域医療介護総合確保基金の積極的な活用のために、事業所へ情報提供します。	
		③ 資格取得に伴う費用の補助を実施します。	新
	④ 介護事業所に対する業務改善支援について県と情報共有し、事業所へ情報提供します。	新	
	⑤ 介護事業所による小中学生を対象とした介護職の出張講座の実施を支援します。		
1-5 成年後見制度の利用促進	1) 成年後見制度の利用推進	① 成年後継制度の広報・啓発を行います	
		② 成年後見制度に係る相談を実施・支援します	
		③ 低所得者を支援するため、利用支援事業を実施します	新
	2) 中核機関の設置	① 受任調整会議を行い、適切な後見人等を調整します	新
		② 不正防止や不適切な実務を是正するため、後見人等への支援を行います	新
		③ 広域設置によりノウハウを蓄積し、今後の相談に活かします	新
		④ 協議会を設置し、地域課題の検討・調整・解決に取り組みます。	新

基本方針2：介護予防・健康づくりの充実・推進

推進施策	施策	取組み	備考
2-1 一般介護予防の推進	1) 身近な地域における健康維持に対する支援	①身近な地域において健康教室や介護予防教室を開催します。	
		②地区担当の保健師などにより、地域の健康づくりを推進します。	
		③地域の高齢者が自主的に集い、開催する健康増進・介護予防活動を支援します。	
		④たじみ健康ハッピープランに基づく食生活・運動・喫煙対策を推進します。	
		⑤一般介護予防事業やサロンへ運動指導士等の専門職派遣事業を実施します。	
	2) 介護予防・重症化防止の推進	①高齢者の健診結果から対象者を把握し、集いの場等を活用した個別的支援を実施します。	
		②栄養・口腔機能低下の予防に関する情報を提供します。	
		③健康診査の受診を促進します。	
④活動自粛中においても健康を維持できるための支援の検討をする。		新	
2-2 在宅医療・介護の連携強化	1) 医療・介護の切れ目ない提供体制の強化	①医療・介護関係者間での連携シートを用いて情報連携を行います。	
		②「多治見市在宅歯科医療連携室」を運営します。	
		③身近な地域において在宅医療・介護連携への理解向上のための説明会を開催します。	
	2) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	①医療介護連携相談の窓口を運営します。	
		②地域包括支援センターやケアマネジャーなどとの連携強化を支援します。	
	3) 医療・介護の資源の整理	①地域の医療・介護資源の継続的な把握を行い情報提供します。	
		②在宅医療・介護連携推進会議等において課題の抽出、検討・情報共有を図ります。	
	4) 在宅医療・介護関係者への研修の実施	①関係者の連携実現に向けた研修会を開催します。	
		②関係団体が開催する既存の研修会について、情報収集・活用します。	

基本方針3：認知症施策の推進

推進施策	施策	取組み	備考
3-1 認知症に対する理解と啓発	1) 認知症サポーター養成の充実	①市民、学生、企業を対象とした「認知症サポーター養成講座」を実施します。	
		②認知症サポーターのフォローアップ研修や交流会を開催するとともに、地域での活動支援を行います。	
	2) 認知症理解に関する取り組みの実施	①市民を対象とした認知症理解に関する研修会等を開催します。	新
		②認知症本人・家族からの情報発信を支援します。	
3-2 認知症予防の推進と早期発見支援	1) 認知症予防に資する活動の推進	③認知症地域支援推進員の周知と利用促進を行います。	
		④認知症初期集中支援チームについて、その役割を広く市民に周知します。	
	2) 早期発見・支援体制の充実	①身近な地域において、認知症予防講座等を開催します。	
		①医療機関等と連携した早期発見・早期対応できる体制を整備します。	新
3-3 認知症高齢者等とその家族への支援	1) 本人・家族介護者の支援	①身近な場所による、認知症の人及び介護者が集う認知症カフェの開設・運営を支援します	
		②家族介護者の負担を軽減するために、上手なサービス活用方法を提案します。	
		③地域での見守り体制を支援します。（みまもりシール事業、あんしん声掛け訓練）	新
		④「認知症ケアパス」の情報発信、活用推進を実施します。	

基本方針4：高齢者の活躍推進

推進施策	施策	取組み	備考
4-1 役割を持てる生活への支援	1) 高齢者の活躍支援	①高齢者団体等の事業活動を支援します。	
		②高齢者団体等の既存団体・組織と連携し、生活支援の担い手を育成・確保します。	
		③ボランティアポイント制度などのボランティア支援策を検討します。	新
	2) 高齢者の集いの場への支援	①高齢者集いの場の活動費の助成、備品整備を進めます	
②郊外地域における空き家を活用した身近な集いの場づくりの活動を支援します。			
③高齢者集いの場への参加率向上を目指します。		新	
④集いの場におけるトイレ改修、手すり・スロープ設置工事の費用を補助します。			
4-2 地域の支え合い活動の支援	1) ボランティア団体等への支援	①高齢者団体等の活動を支援し、地域における福祉活動の活性化を図ります。	
		②高齢者の生活を便利にし、支援する企業活動の情報を収集・情報共有します。	
		③地域力向上推進会議の活動を支援します。	
	2) 地域の見守り支援	①「孤立死ゼロ・虐待死ゼロのまち協力隊」との連携により見守り活動を実施します。	
		②配食型見守りサービスにより、見守り活動を実施します。	
		③実状に即した緊急通報システムの見直しを行います。	
	④民生委員・児童委員・福祉委員の活動の支援		

基本方針5：介護保険サービスの適正化

推進施策	施策	取組み	備考	
5-1 介護保険サービスの適正な提供	1) 居宅サービス	①訪問介護 サービス見込み量	⑨短期入所療養介護 サービス見込み量	
		②訪問入浴介護 サービス見込み量	⑩特定施入居者生活介護 サービス見込み量	
		③訪問看護 サービス見込み量	⑪福祉用具貸与 サービス見込み量	
		④訪問リハビリテーション サービス見込み量	⑫特定福祉用具販売 サービス見込み量	
		⑤居宅療養管理指導 サービス見込み量	⑬住宅改修 サービス見込み量	
		⑥通所介護 サービス見込み量	⑭居宅介護支店・介護予防居宅介護支援（ケアマネジメント） サービス見込み量	
		⑦通所リハビリテーション サービス見込み量		
		⑧短期入所生活介護 サービス見込み量		
	2) 施設サービス	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） サービス見込み量		
		②介護老人保健施設 サービス見込み量		
		③介護療養型医療施設 サービス見込み量		
		④介護医療院 サービス見込み量		
	3) 地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 サービス見込み量		
		②認知症対応型通所介護 サービス見込み量		
		③小規模多機能型居宅介護 サービス見込み量		
		④認知症対応型共同生活介護 サービス見込み量		
		⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 サービス見込み量		
		⑥地域密着型通所介護 サービス見込み量		
	4) 介護予防・日常生活支援総合事業	①総合事業 サービス見込み量（利用者の弾力化を含む）		
	5) 包括的支援事業	①地域包括支援センター事業費見込み		
		②在宅医療・介護連携推進事業費見込み		
		③認知症総合支援事業費見込み		
		④生活支援体制整備事業費見込み		

基本方針5：介護保険サービスの適正化

5-2 介護保険事業の適正な運営	1) ケアプラン点検等による介護給付の適正化	①要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合を実施します。	新
		②介護給付費通知の実施に向けた検討をします。	
	2) 事業者への指導	①居宅、施設、地域密着型サービス事業所の指導・監査を実施します。	
		②住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅において、県と連携強化を図り介護サービス指導を実施します	
	3) 事故防止と事故対応	①事故報告書を活用した事故検証を行います。	
		②事故報告に関する再発防止情報を発信します。	
5-3 災害・感染症予防対策への支援	1) サービス利用者への啓発	①災害予防・感染予防の情報を発信します	新
	2) 事業者への支援・指導	①災害時マニュアルの作成・訓練の指導を実施します	新
		②感染拡大予防と発生時の対応への支援を実施します	新
		③サービス提供に関する臨時的措置について情報を提供します	新
	3) 発生時の行政・医療関係との連絡・協力	①県、近隣自治体及び医療機関との情報共有をします	新
		②被災者支援、感染症対策支援のための相互協力をします	新